

福井地方最低賃金審議会
第2回福井県最低賃金専門部会

- 1 日 時 令和8年7月31日（金）午前9時55分～午後0時20分
- 2 場 所 福井春山合同庁舎10階 第二共用会議室
控 室 福井春山合同庁舎14階 第三共用会議室
- 3 出席状況 公 益 代 表 委 員 井花委員、竹川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 島田委員、高山委員、中澤委員
使用者代表委員 豊嶋委員、西澤委員、山口委員
事務局 工藤労働基準部長、野崎賃金室長、
矢村賃金指導官、山田賃金係長

4 議 題

- （1）福井県最低賃金の改正決定について
（2）その他

5 議 事

（開会）

○廣瀬部会長

ただいまから第2回福井県最低賃金専門部会を開催いたします。まず、定足数の確認をお願いいたします。

○矢村賃金指導官

本日は委員全員に御出席いただいておりますので、本日の専門部会は有効に成立していることを御報告いたします。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

それでは議題に入る前に、事務局から説明がありますのでよろしく願いいたします。

○野崎賃金室長

資料として「福井局資料」と「参考資料」がございますので、お手元の資料を御確認ください。

「令和8年度最低賃金改定の目安」につきまして、中央最低賃金審議会会長から地方最低賃金審議会委員の皆様へ、目安取りまとめの考え方などについてのビデオメッセージがございます。本来であればビデオを上映する予定でしたが、会場設備の都合により映像機器がありません。そのため、私の方でメッセージを代読させていただきます。御了承いただきますようお願いいたします。資料の黒字部分がビデオメッセージの内容ですので、資料を御覧いただきながらお聞きください。それでは説明いたします。

(中央最低賃金審議会会長代理メッセージを朗読)

以上でございます。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、特に御質問等はございませんでしょうか。

(特になし)

それでは、早速ではありますが、議題（１）「福井県最低賃金の改正決定について」に入ります。今回の会議から、本格的な金額審議に入ることになります。前回の専門部会で確認したとおり、審議の進め方については、労働者側委員、使用者側委員の双方から全体的な御意見をいただき、その後、全体で意見交換を実施し、その上で個別協議に移行することとしております。審議に入る前に、本日の資料について事務局から説明をお願いいたします。

○野崎賃金室長

本日配付しております資料は１点です。「令和８年６月分 福井市消費者物価指数」です。なお、雇用統計や毎月勤労統計調査などの統計資料については本日公表予定となっておりますが、資料作成に間に合いませんでした。そのため、次回８月５日に開催予定の第３回専門部会で配付させていただきます。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問や御意見等がございますでしょうか。

(特になし)

よろしいでしょうか。それでは、ここから審議に入りたいと思います。

先ほど事務局から、中央最低賃金審議会の目安等について説明がありました。現時点で、労働者側委員、使用者側委員の双方から、それぞれお考えの最低賃金改正額について御提示いただきたいと思います。どちらからでも結構ですので、御発言をお願いいたします。それでは、労働者側からお願いいたします。

○中澤委員

それでは、初期意見と、金額審議に当たっての考え方について説明いたします。御手元の資料、左上がホチキス止めされた資料で右側に「2026年7月31日労働者側委員中澤健太」と記載されたペーパーを御覧ください。7月28日に中央最低賃金審議会から目安額が示されました。Aランク54円、Bランク56円という地域別最低賃金の目安額となっています。資料の二段目以降については、前回の見解説明でお伝えした内容と重なる部分がありますが、改めて説明いたします。まず、基本認識と主張についてです。全国の物価は2021年度後半から上昇が続いています。2026年に入ってから物価上昇は継続しており、実質賃金についてもプラス圏で推移しています。福井市の実質賃金も2025年10月から2026年4月までの平均で5.2%の改善が見られています。しかしながら、消費者物価指数の伸び率は鈍化しているとはいえ、依然として上昇傾向にあります。そのため、最低賃金水準で働く人々の生活は依然として厳しい状況にあり、その状況は大きく変わっていないと考えています。

次に、連合福井の2026年度春季生活闘争の結果として、7月15日時点の集計結果をお示しします。対象は117組合で、平均賃上げ16,461円、賃上げ率5.6%となっています。これは賃上げ額としては過去最高となり、昨年と同水準の引上げとなりました。また、パートタイム労働者については、連合本部が集計した春季生活闘争の結果があります。その結果では、平均引上げ額75.01円、引上げ率6.17%となっています。このような賃上げの流れを最低賃金水準で働く労働者にも波及させていく必要があると考えています。

続いて、三つ目の項目です。賃上げは続いているものの、最低賃金の水準自体は依然として十分とは言えません。現在の全国加重平均は1,121円ですが、年間2,000時間働いたとしても年収は220万円程度にとどまる状況です。最低賃金については、労働者が安心して生活できるナショナルミニマムにふさわしい水準へ引き上げていく必要があると考えています。そのため、

今年度の議論においては、単なる引上げ率だけでなく、到達する賃金水準そのものを重視すべきであると考えています。

地域間格差についても触れたいと思います。もちろん、格差是正のみを目的として議論すべきではないという認識は持っています。しかしながら、東京都 1,226 円、福井県 1,053 円となっており、依然として大きな格差が存在しています。

また、雇用情勢については、2026 年 5 月時点の有効求人倍率が 1.66 倍となっており、全国的に見ても高い水準を維持しています。人手不足は依然として深刻な状況にあり、労働力確保が重要な課題となっています。さらに、求人票における募集賃金下限額についても、平均時給は 1,165 円となっていて最低賃金を大きく上回っています。

最低賃金の引上げによって期待されるのは、雇用の安定と人への投資であり、最低賃金の引上げは労働者の生活の安心を支える重要な要素であると考えています。また、特定最低賃金についての議論もありますが、その点についても資料の中で触れております。これらを踏まえまして、中央最低賃金審議会において、公益委員側、労働者委員側、使用者委員側の主張が異なる中で審議が重ねられ、今回の目安額が取りまとめられたことについては、改めて重く受け止めております。

続いて、「1 絶対水準の検討を」について申し上げます。最低賃金の議論においては、賃金改定状況調査（第 4 表）に基づく引上げ幅にこだわらず、経済的に自立できる水準（連合リビングウェイジ）を目指した議論を行っていきたくです。それでは 3 頁を御覧ください。最低賃金法で示されている三要素である、生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の三点に分けて説明いたします。

生計費については、先ほど申し上げたとおり、物価上昇率は重要な要素です。しかし、それだけではなく、生活を維持できる賃金水準を満たしていくことが重要であると考えています。その観点から、リビングウェイジの考え方を重視し、1,160 円以上の水準を目指していくべきと考えています。資料に記載している試算については、後ほど御確認いただければと思いますが、時間ベースで 107 円不足している状況です。現在の最低賃金で月 165 時間勤務した場合の水準と比較すると、必要な生活費との差が見えてくるものと考えています。

賃金については、先ほど説明した春季生活闘争の賃上げ結果が一つの判断材料になります。妥結結果の加重平均額の上昇率が 5.6%、単純平均額の上昇率が 4.55%、賃金改定状況調査の結果についても、賃上げが広がっている実態が示されています。

最後に、通常の事業の賃金支払能力についてです。この要素は、個々の事業所や企業ごとの経営状況のみを評価するものではないということに触れながら、4頁に資料を掲載しています。北陸短観においては、過去10年にわたり、売上高経常利益率が概ね5%以上の水準を維持しており、企業収益は堅調に推移しています。また、2025年度実績においては、69円の大幅な最低賃金引上げが実施されたにもかかわらず、9.03%と昨年を1.13上回る水準となっています。さらに、2026年度計画においても8.89%と全国よりも高い水準が見込まれていることから、県内企業全体としては堅調な状況にあると考えています。加えて、2022年以降の大幅な最低賃金引上げ局面においても、県内事業所の従業員1人当たり付加価値額は安定して推移しています。これらの統計を見る限り、少なくとも福井県全体の状況としては、最低賃金の大幅な引上げが直接的に経営状況の悪化につながっているとは読み取れません。また、賃上げ原資の確保という点について申し上げます。国や県による支援制度は近年充実しており、その利用も増加傾向にあります。例えば、業務改善助成金については、令和6年度と比較して申請件数が大幅に増加しており、申請件数約1.3倍、交付決定額約1.5倍となっています。このように、最低賃金引上げを支援する制度は整備されており、活用も進んでいる状況です。

一方で、最低賃金法違反により是正指導を受ける事業場が散見されることから、業務改善助成金をはじめとする各種補助金制度について、更に利用促進を図っていくことが重要であると考えています。以上が説明となります。

それでは、具体的な提案額について申し上げます。先ほど説明したリビングウェイジの考え方に基づく試算では、現在の最低賃金との差額は107円となります。しかしながら、この107円の引上げについては現実的ではないと考えています。中央最低賃金審議会の目安額が56円であることも踏まえた上で、最低賃金近傍で働くパートタイム労働者の賃金引上げ状況を重視しました。連合本部の集計結果では、短時間労働者の平均賃上げ額が75円となっていることから、労働者側としては、75円の引上げを提案します。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

三要素に基づく御説明と、具体的な金額提示をいただきました。

ただいまの説明について、労働者側委員から補足等がありますか。

(特になし)

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの労働者側からの提案について、使用者側委員または公益委員から御質問等があればお願いいたします。

○廣瀬部会長

金額提示について確認させてください。

リビングウェイジの試算では 107 円不足しているとの説明がありましたが、その金額は現実的ではないとして、最終的に 75 円を提示されました。75 円という数字については、107 円との中間を取ったわけではなく、別の根拠があるのでしょうか。

○中澤委員

まずは、107 円と 75 円の間ということで現実的に考えて提案いたしました。

○廣瀬部会長

承知しました。

○島田委員

75 円という金額は、連合本部が集計した有期・短時間・契約等労働者の賃上げ結果によるものです。

○廣瀬部会長

分かりました。

○島田委員

最低賃金の影響を最も受けやすいのは、こうした時給で働く労働者の方々です。そのため、その層の実際の賃上げ実績を基準として採用しています。幾らなんでも 107 円は現実的ではありませんので。

○廣瀬部会長

つまり、パートタイム労働者の賃上げ実績から導き出した金額ということですね。

○井花委員

これは連合福井の数値でしょうか。

○島田委員

いいえ。連合福井ではなく、連合本部の数値でございます。

○島田委員

続けます。福井県は製造業の比率が非常に高い県であり、福井県では、組合員の中に占めるパート・アルバイト労働者の割合が非常に特徴的です。U Aゼンセンの中ですが、全国的に見ても、パート・アルバイトの組合員比率はおそらく全国で一番少ない県であり、福井県は特殊な状況にあると考えています。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。ほかに御質問等はございますでしょうか。

(特になし)

○廣瀬部会長

それでは、後ほど追加の質問等があればお受けすることとして、次に使用者側委員から基本的な考え方等について御発言をお願いいたします。

○廣瀬部会長

どなたから御説明いただけますか。

山口委員からお願いします。

○山口委員

前回の専門部会でも申し上げましたが、まず価格転嫁の状況についてお話しします。令和8年6月に発表された中小企業庁による価格交渉促進月間の状況を見ますと、県内企業の受注に関するコスト増に対する価格転嫁率は50.9%であり、転嫁できた企業と転嫁できない企業の二極分離の状況となっています。特に県内企業の多くはサプライチェーンの一部を担っていますが、B to Bの川中、あるいは下請けの場合だと階層が下がる企業ほど取引先との関係の中で価格転嫁が進んでいない状況です。同調査結果中、福井県のデータがありませんでしたので、全国平均でサプライチェーンの各階層ごとの価格転嫁率をお示しします。一次下請企業は55.2%でしたが、4次下請企業以上は45.5%にとどまっています。4次下請以上の階層においては、全

く転嫁できなかった又は減額された企業の合計は 24.3%という結果でありました。福井商工会議所による令和 7 年 12 月期の調査では、価格転嫁率は 34.0%でありました。

賃金については、福井県経営者協会が行った賃金改定調査を見ますと、昨年と同額又は昨年より減額した企業が、令和 6 年は 25.0%、令和 7 年は 36.9%、令和 8 年は 45.4%と増加傾向にあります。昨年は各企業とも懸命に対応してこられましたが、今年は負担感が更に増しており、対応が難しい状況になっています。

倒産企業の状況についても見ていく必要があります。帝国データバンクの調査によると、令和 8 年上半期の倒産件数は 42 件と令和 7 年上半期の 30 件に比べ 12 件、40%増加しております。労働局作成の資料においても、令和 7 年倒産件数は 58 件と前年に比べ 6 件増加しております。また、昨年 8 月に帝国データバンク福井支店が発表した令和 7 年上半期における調査では、県内 1 万 4,442 社のうち、約 9%にあたる 1,301 社が倒産リスクの高い企業であり、その内訳は売上 1 億円未満の企業が 958 社（構成比 73.6%）、1 億から 10 億円未満の企業が 310 社（構成比 23.8%）と、米国関税、コロナ借換え保証の返済本格化等の要因により小規模企業の倒産リスクが顕在化しているとの結果でございました。売上げが少ない、経営体力の強くない企業が大半を占めており、小規模企業の経営環境は厳しい状況にあります。倒産や廃業に至る企業の多くは、小規模事業者です。結論から申し上げますと、国際紛争の長期化等により経営環境の先行き不透明感が高まる中、最低賃金近傍の従業員の力でようやく事業を成り立たせている中小・小規模企業にとって、ここ 3 年間続いている最低賃金の大幅な引上げの影響は大きいものがあります。高市政権になって最低賃金 1,500 円の目標に対する引上げのスピード感が幾分弱まったとはいえ、旗は降ろされていません。引き続き大幅な引上げが続く場合、経営維持が困難となる企業がこれまで以上に増加する可能性が高い状況にあると認識しております。地域において暮らしを守るサービスと、そこで暮らす人々の雇用を確保している企業の存続に大きな影響を与える最低賃金引上げについては、例年にも増して慎重に検討すべきです。改めて、最低賃金法第 9 条第 2 項の三要素に基づき本県の実情に即した決定を求めることといたします。生計費については、労働局作成資料の 528 回資料 13 によると、令和 7 年 10 月から令和 8 年 6 月までの食料品の消費者物価指数上昇率は 4.48%となっています。

賃金については、528 回資料 6 頁のとおり厚生労働省作成令和 8 年賃金改定状況調査第 4 表①一般労働者及びパートタイム労働者の B ランク賃金上昇率は前年比 3.4%でございました。また、本年 4 月に県経営者協会が行った

賃金改定状況の結果（中間報告）は、4.25%でありました。連合福井による2026年春季生活闘争における7月6日付け記者説明会資料によると、6月30日時点での妥結状況は5.63%、ベア相当分は3.95%であり、300人未満の中小労働組合の結果は4.69%、ベア相当分は3.31%となっております。

次に通常の事業の賃金支払能力についてでございます。通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、各種統計資料をもとに議論すべきものとされています。今回労働局作成の資料の中に、最低賃金近傍の労働者により経営が成り立っている企業規模に関する企業収益や経常利益率を示す資料は見当たりませんでした。一方で、527回資料41、267頁のとおり日本銀行の調査によると令和7年5月の国内企業物価指数は前年同月比プラス6.3%でありました。企業物価指数が上昇しているにもかかわらず、中小・小規模企業において価格転嫁が十分に進んでいない状況は先ほど申し上げたとおりです。

以上のことから使用者側としては、福井県における最低賃金の上げ幅は、多くとも対前年比4.5%以下に抑えることが妥当と考えます。具体的な金額を申し上げますと、47円の引上げが適当であると考えています。現在の福井県最低賃金は1,053円ですので、1,053円プラス47円の1,100円とする提案です。中央最低賃金審議会で示された目安額は56円ですが、本県の中小・小規模企業がおかれている経営環境の実態からいうとこの金額になると考えます。以上でございます。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

使用者側から、考え方の説明と併せて金額提示をいただきました。使用者側の提示額は47円ということでした。使用者側委員から補足等はございますか。

（特になし）

○廣瀬部会長

それでは、ただいまの使用者側からの説明について、労働者側委員あるいは公益委員から御質問等がございましたらお願いいたします。

○島田委員

よろしいでしょうか。

○廣瀬部会長

はい、お願いいたします。

○島田委員

すみません。いろいろなデータをお示しいただきありがとうございます。私ども労働者側も使用者側も、基本的には同じ資料やデータを確認しながら議論しています。その上で、それぞれ異なる視点から分析し、考え方を示しているものと理解しています。先ほど使用者側から紹介のあった経営者協会の調査についてですが、この調査結果の見方を確認させていただきたいと思います。「賃金改定は実施したものの、昨年と同じ水準の賃上げはできなかった又は昨年よりも減額した」と回答した企業が45.5%となっています。つまり、「賃上げは実施したが、前年より賃上げ幅は縮小した」という企業が45.5%あったという理解でよろしいでしょうか。昨年と同じ上げ幅にすることはできなかったのも、昨年よりは上げ幅が減ったという企業が45.5%であったという理解でよろしいでしょうか。

○山口委員

はい。そうです。

○島田委員

ありがとうございます。

次に、春季生活闘争の結果についてです。春闘は労使交渉によって実際に決まった賃金改定の結果であり、重要な参考資料であると考えています。300人未満の中小労働組合のベア相当分引上げ率は3.31%に関してでございます。中小企業では、賃金制度が十分に整備されていない企業も多くあります。そのため、ベースアップと定期昇給を明確に区分できない企業も少なくありません。結果として、中小企業における賃金改定額は総額で把握されることが多くなっています。一方で、中小企業でも制度が整備された企業では、ベースアップと定期昇給を区別して管理しているケースもあります。こうした違いがあることを踏まえた上で、春闘結果を見ていただきたいと思います。最後に、価格転嫁について申し上げます。これは最低賃金の審議が終わった後も継続して取り組まなければならない課題です。私たちが現場から聞いている声としては、価格転嫁を申し出ることができなかった、これまでの取引慣行から価格交渉を言い出しにくかった、価格転嫁を申し出たが断られた、一部は認められたが十分ではなかった、一つ単価が低い商品に変更されてしまったといった事例があります。現在は様々なコストが上昇して

います。この問題は労働者側だけ、あるいは使用者側だけの問題ではなく、労使双方が継続して取り組んでいくべき課題であると考えています。最低賃金審議の期間中だけでなく、その後も引き続き協力しながら改善に向けて取り組んでいくことが重要だと思います。

○山口委員

価格転嫁に関する調査結果については、次回以降、もう少し詳細な資料があれば共有したいと思います。現時点では十分なデータをお示しできていない部分もありますが、その点も含めて議論できればと思います。

○島田委員

はい。ありがとうございます。私どもとしても、現時点では把握できている範囲のデータしかお示しできませんので、その点は御理解いただければと思います。申し訳ありません。

○廣瀬部会長

先ほど島田委員から価格転嫁について私どもの調査というお話がありましたが、その調査はどのようなものですか。

○島田委員

連合福井というよりも製造業を中心とした全国的な調査結果がありまして、4回程度やっております。福井県だけのデータはなく、全国のデータになりますが。数値的には全国と福井県それぞれ似た傾向になっております。

○廣瀬部会長

製造業の比率が高い福井県の実態を踏まえたものということですね。

○島田委員

そうです。全国的な傾向と比較しても、大きく異なる結果ではないと考えています。

○廣瀬部会長

承知しました。ありがとうございます。やはり、おおむね同じような状況ということですね。

○島田委員

はい。様々な協議体の場で現場の状況を聞いていますが、例えば価格転嫁については、多くの企業で苦労している実態があります。現場では、これまで発注先や取引先から価格を引き下げられてきた経緯があり、その価格を維持・回復するために努力してきました。しかし、価格交渉を行う相手は長年取引のある企業であり、同じ担当者同士で交渉することになります。そのため、値上げを言い出しにくい、言い出しても強く交渉できないという声があります。さらに、価格改定を申し出た場合でも、納期、発注量といった条件が厳しくなるケースもあります。価格転嫁が認められたとしても、一部しか認められないこともあります。また、単価の高い製品から、より低価格帯の商品へ切り替えられるケースも実際に起きています。価格転嫁の問題は労働者側、使用者側に共通して取り組んでいくべき課題だと考えています。

○廣瀬部会長

分かりました。ありがとうございます。ほかに御質問等はございますか。

○高山委員

賃上げの状況について、福井県経営者協会が行った賃金改定状況調査の説明がありました。実際に人手は確保できているのでしょうか。

○山口委員

まず、人手不足は解消されておられません。人手が十分確保できていない中でも賃上げを行わなければならない状況があります。しかしながら、こうしたいわゆる自衛的な賃上げ、その対応も限界に近づいているのではないかと感じています。賃金を上げれば企業が負担する社会保障費も増加することになります。3～5年後も継続的に賃上げを行うためには、その原資を確保し続ける必要があります。そのためには、人への投資、設備への投資、新商品の開発、付加価値の向上といった取組が必要になります。そうした循環がなければ、継続的な賃上げは難しいと考えています。

政策的に、企業に対して生産性向上のための支援を行っていることは承知しています。AIの活用やデジタル化を進め、人材のスキルアップを図りながら、生産性を高めることが求められています。併せて設備も更新させていくことによって付加価値を高めていくことも重要です。

しかしながら、多くの中小・小規模企業に関しては、投資に関し息切れ感がある、一歩先に進みたくても進めないというのが現状だと認識しています。

○廣瀬部会長

私からも伺います。山口委員から賃金支払能力についてお話しいただきましたが、その中で長期的な視点のお話がありました。最低賃金の審議では通常の事業の賃金支払能力を考えることになりますが、継続的な賃上げを考える上では、生産性向上も重要な要素だと思います。現在、国全体として労働生産性向上が求められている中で、企業の取組状況、生産性向上に関するデータ、現状認識などがあれば教えていただけますか。

○山口委員

企業としても生産性向上に取り組んでいますが、企業の努力だけでは限界があります。例えば、営業担当者が県外へ営業活動に出向いて販路を拡大する、ロボットを使いながら超過勤務を減らす等の努力は続けています。しかし、それだけで大幅な生産性向上を実現するのは容易ではありません。国や県による支援制度もあります。そうした支援制度については、活用できる企業は十分活用していただいていると考えています。私は商工会にも3年間在籍しておりました。商工会の会員企業、県内で約8,000社ありますが、ロボットやAIを導入するための経営体力が十分でない企業が少なくないという印象です。それらを導入・活用できるのは一定の経営体力を持った企業が中心です。全ての中小企業や小規模企業が同じように対応できるわけではありません。導入のための資金や人材を確保することが難しい企業も多く存在していることを御理解ください。

○廣瀬部会長

よく分かりました。私としては、ある程度原資の中から生産性向上によって継続的な賃上げが可能になるという好循環が、本来目指すべき姿ではないかと考えています。労働生産性が向上し、その成果が賃金上昇につながることで、持続可能な賃上げ環境が整うと思います。そのため、今後の審議においても、生産性向上に関する見通しやデータなどがあれば参考にしたいと考えています。

○山口委員

県・国の補助金の活用状況については、件数も伸びています。補助金の申請件数や活用件数の増加状況を見ることで、企業が設備投資や生産性向上に取り組んでいる状況を確認することができます。しかし、活用できている企業は限られています。具体的にどういった規模のどういった業種の企業が補

助金を活用しているかというのも確認できるかもしれません。そのようなデータも参考になると考えています。

○廣瀬部会長

分かりました。承知しました。ありがとうございます。

○竹川部会長代理

先ほどの話に関連してですが、倒産件数については、どのように評価すべきか判断が難しいと感じています。特に、コロナ禍の時期には倒産件数がほぼゼロに近い水準まで減少していたため、それ以前との比較も含めて慎重に見る必要があると思います。私自身、その時期を含めた推移を十分把握できているわけではありませんので、単純な比較は難しいと考えています。例えば、帝国データバンクの調査では、令和8年上半期の倒産件数が令和7年上半期より12件増加したというデータがあります。また、令和7年の倒産件数も令和6年と比較すると増加しています。しかし、その増加が異常な水準なのか、それとも通常の範囲内なのかについては、もう少し分析が必要だと思います。また、倒産の要因についても確認する必要があります。倒産件数が増えたとしても、最低賃金引上げの影響なのか、資金繰りの問題なのか、他の経営要因なのかを区別して考えなければならないと思います。私自身は様々な情報を見していますが、その多くは新聞記事やインターネット上の情報であり、十分な分析に基づくものではありません。ただ、感覚としては倒産件数が急激に増加しているという印象は持っていません。もちろん倒産した企業には大変な事情がありますが、全体として見た場合、極端な増加という印象ではありません。むしろ、コロナ禍で実施された各種支援策や実質無利子・無担保融資などの返済が始まり、その影響で経営改善が進まないまま倒産に至った企業も多いのではないかと感じています。これは私個人の印象であり、明確な根拠を持って申し上げているわけではありませんが、そのような見方もできるのではないかと思います。

○山口委員

おっしゃるとおりだと思います。ただ、倒産件数の増加については、単純に一つの要因だけで説明できるものではありません。「最低賃金の上昇が原因だから倒産した」とか、「人手不足が原因だった」というように原因を単純化して結論付けることは難しいと思います。そのため、様々な個別要因や経営環境も含めて総合的に分析していくことが必要になると考えています。倒産件数については、一部分だけを切り取って最低賃金との関係を論じるのでは

なく、全体の流れを見る必要があると考えています。主に令和元年度末から令和5年度はじめにかけてのコロナ禍の期間中は、様々な支援策が実施されていました。特に令和2年度から令和3年度頃にかけては、雇用調整助成金、各種支援金、実質無利子・無担保融資などの制度が手厚くありました。そのため、本来であれば経営が厳しかった企業も事業を継続できた面があり、この期間、倒産件数は抑えられていました。しかし、その後支援策が縮小・終了し、金融機関からの返済も始まっています。倒産件数については、令和4年辺りから増加し令和5年43件、令和6年53件と右肩上がりとなっています。これが最低賃金の引上げと直接結び付くかどうかは分かりません。偶然かもしれませんが、他の要因が影響している可能性もあります。倒産件数は必ずしも多くはないけれども、併せて廃業も多くなっています。賃金の引上げは必要で大切なことですけれども、企業が労働の対価として上昇し続ける賃金を支払っていけるかという難しい局面ではないかと認識しております。現在見られる倒産件数の増加についても、コロナ支援策終了後の影響、資金繰りの問題、物価上昇、人手不足など、複数の要因を考慮する必要がありますが、法的強制力を持って、あるいは政治主導により企業に義務を課す賃金上昇圧力の影響を無視することはできないと考えます。

○西澤委員

今の倒産の話に関連して、参考までに申し上げます。少し楽観的な見方もあったように感じましたので、別のデータを御紹介します。2026年7月27日に東京商工リサーチが公表した上半期の全国企業倒産状況によると、倒産件数は前年同期比で7.3%増となっています。

上半期の倒産件数は5,310件を超えており、5,000件を超えたのは12年ぶりとの内容でした。また、人件費高騰を要因とする倒産が120件となり、前年同期比で約2.4倍に増加しており、負債総額も前年同期比6.35%増加しており、企業経営は厳しい状況にあると受け止めています。したがって、倒産件数の増加については、一定程度注意深く見ていく必要があると考えています。福井県だけでなく全国的な傾向としても、企業経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。

○竹川部会長代理

私も決して楽観視しているわけではありません。

○廣瀬部会長代理

そうですね。

○竹川部会長代理

私自身、倒産の場には何度も立ち会っていますし、事業承継や事業再生に関する業務にも携わっています。

○廣瀬部会長

そうでしたね。事業承継や再生の現場を御存じの立場からのお話ということですね。先ほど御紹介いただいた倒産のデータについては、人件費上昇を要因とするケースも含まれているとのことでした。貴重な御説明をありがとうございました。ほかに御意見、御質問等はいかがでしょうか。

○中澤委員

一点お伺いしたいと思います。先ほど、企業収益や経常利益率について御説明いただいたかと思います。最低賃金の引上げを検討する際には、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮することになります。企業収益や経常利益率については最低賃金近傍の労働者により経営している企業規模を示すものは見当たらなかったと説明いただいているのですが、この企業規模はどれくらいの規模で考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○山口委員

30 人未満の企業規模で考えております。

○廣瀬部会長代理

関連する内容ですので、事務局から補足いただけますか。野崎賃金室長、使用者側から提示された資料のうち、裏面の③通常の事業の賃金支払能力に関するデータについて説明をお願いします。

○野崎賃金室長

企業収益率につきましては、527 回資料 32、194 頁を御覧ください。経常利益率につきましては、こちらは先ほど労働者側から提出された資料にも関連する内容でして 527 回資料 43、285 頁を御覧ください。企業規模については、この資料に記載されている事業場の規模で御確認ください。また、527 回資料 44、287 頁企業活動基本調査確報を見ていただきますと、企業数、事業所数、従業員数の数値を記載させていただいているのと、296 頁を御覧いただきますと調査対象は従業員 50 人以上かつ資本金額または出資金額 3,000 万円以上のものとなっておりますので、山口委員のおっしゃいました 30 人未

満の企業を対象としたデータではございません。そのため、先ほど御質問のあった最低賃金近傍の労働者が所属する企業の実態を直接把握できる資料ばかりではありません。調査ごとに対象範囲が異なるため、資料を見る際にはその点に注意が必要です。

また、少し話を戻しますが、倒産に関するお話がありましたので、その点について補足します。全国的な状況については、中央最低賃金審議会の目安審議資料の中にも参考資料として掲載されています。倒産の状況については、以前配付した目安関係資料の中に全国的なデータがあります。目安小委員会 527 回の資料 94 頁以下に倒産の動向として資料を載せております。こちらについても参考として御覧いただければと思います。

○井花委員

ちなみに、この資料でいう「倒産」とは、どのような定義になっているのでしょうか。民事再生や会社更生といった法的手続もありますし、先ほど山口委員からお話のあった自主的な廃業などもあります。

○野崎賃金室長

目安小委員会 527 回資料 96 頁を御覧ください。「原因別倒産状況の推移」の資料があり、資料下部の注記に定義が記載されています。倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動が続けることが困難になった状態となること、また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれるとありますので、この定義とお考えください。また、この統計では負債総額 1,000 万円以上の案件を対象として集計されています。当然、法律上の倒産をしていないケース、いわゆる夜逃げのようなケースはここには含まれておりません。先ほど議論になっていた県内の帝国データバンクの資料についても、527 回資料 47、300 頁に載せております。件数だけですけれども参考にいただければと思います。

○廣瀬部会長

はい、ありがとうございます。分かりました。なかなか最低賃金の影響だけを直接示すピンポイントのデータはありませんが、関連するデータから一定の推測を行いながら判断していく必要があるのだと思います。ほかにかがでしょうか。労働者側、使用者側それぞれから御意見をいただき、質疑応答も行いましたが、双方で確認しておきたい事項がありましたら、この場でお聞きしたいと思います。

皆さんには非常に建設的かつ生産的に議論していただきました。現在 10 時 55 分ですので、私としては個別協議に入る段階に来ていると考えています。そのため、個別協議に入る前に確認しておきたいことや補足したいことがあれば伺いしたいと思います。問題がなければ、このまま個別協議に入りたいと思います。いかがでしょうか。

(特になし)

○廣瀬部会長

ありがとうございます。それでは、時間的にも余裕がありますので、本日このまま個別協議に入りたいと思います。今後の日程等を考えると、ここで協議を進めておく方がよいと考えています。個別協議に入ってもよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、これより個別協議を開始します。各回の協議時間は 20 分程度を予定しています。協議後は再度全体会議を開き、内容を共有したいと考えています。まずはどちらから始めましょうか。

○島田委員

労働者側からお願いいたします。

○廣瀬部会長

使用者側よろしいでしょうか。労働者側から始めさせていただきます。

(異議なし)

○廣瀬部会長

それでは、労働者側から開始したいと思います。なお、前回も確認したとおり、個別協議については率直な意見交換を行うため、また意思決定の中立性を確保するため、非公開とします。傍聴人の皆様には御退席をお願いいたします。本日この後の予定については、事務局職員にお尋ねください。

まず労働者側との個別協議を行いますので、使用者側委員の皆様には控室へ移動をお願いいたします。待機場所は 14 階第三共用会議室です。

(使用者側代表委員退室)
(公労による個別協議を開始)

(労働者側代表委員退室)
(使用者側代表委員入室)
(公使による個別協議を開始)

(使用者側代表委員退室)
(労働者側代表委員入室)
(公労による個別協議を開始)

(使用者側代表委員入室)
(全体協議を再開)

○廣瀬部会長

それでは、全体協議を再開させていただきます。時間も限られていますので、早速始めたいと思います。まず、労働者側の御意見についてですが、生計費、いわゆるリビングウェイジの観点から様々な御主張をいただきました。また、最近のパート労働者の時給動向などについても資料や説明をいただきました。

一方で、使用者側からは、中小・小規模事業者が非常に多いこと、特に4人以下規模の事業所が多いこと、そうした事業者への影響について強い懸念が示されました。

その中でも、双方とも相手方の主張を単純に否定するのではなく、一定程度耳を傾けながら議論していただいたように感じています。また、労働者側・使用者側ともに、中央最低賃金審議会が示した目安額56円について、その重みを理解した上で議論していただいていると認識しています。前回も申し上げましたが、本日公益見解を提示する予定はありません。第3回専門部会で引き続き議論いただきたいと考えています。これは個人的な感想になりますが、昨年度と比べると、双方に歩み寄りの余地があるように感じています。

○廣瀬部会長

使用者側からは、福井県の中小・零細企業の実態、小規模事業所への影響、影響率の上昇について特に懸念が示されました。また、「最低賃金引上げについていけない企業が市場から退出することになった場合、その受け皿やセーフティネットが十分ではないのではないか」という問題提起もありました。さら

に、「そうした企業で働いている人たちの雇用をどう考えるのか」という点についても意見が出されたと理解しています。

一方で、今回の協議を通じて、最低賃金引上げの必要性、中央目安の重要性については、双方に一定の共通認識があるように感じています。次回、第3回専門部会は8月5日に予定されています。そこで引き続き議論を進め、引上げ額の取りまとめに向けて努力していただきたいと思います。

また、労働者側委員からは、中央からのメッセージを重視したい、法定発効日を大切に考えたい、可能であれば全会一致で決めたいという趣旨の御話もありました。そのような思いも踏まえながら、第3回専門部会で双方の意見を調整していただければと思います。以上が本日の個別協議を踏まえた整理になります。この件について、追加で御発言があればお願いします。

○西澤委員

よろしいでしょうか。

○廣瀬部会長

はい、どうぞ。

○西澤委員

目安額についてお聞きしたいのですが、Bランクの56円という数字は、統計データを基に算出されたものだと思います。もし、その数字が計算式に基づいて導かれているのであれば、その考え方を教えていただきたいと思います。

○廣瀬部会長

そうですね。

○西澤委員

Bランクの56円という数字が、どういうロジックで出てきたのかという点です。

○廣瀬部会長

その数字自体ですね。

○西澤委員

統計上の数字を当てはめて計算しているのであれば、その計算過程を知りたいということです。計算式があるのであれば、ということです。

○廣瀬部会長

この点については、本日の資料にも出ていますし、前回も説明があったところですよ。

○西澤委員

考え方は分かるのですが、計算式のようなものがあるのかどうかを確認したいのです。

○野崎賃金室長

中央目安の資料を読む限りでは、「総合的に判断した」という表現になっています。

○西澤委員

その「総合的に判断」という部分が、具体的にどういうことなのかがよく分からないのです。

○廣瀬部会長

確かに、かなり幅広い要素を考慮して決めていると思います。ただ、三要素については非常に詳細な分析や検討がなされています。本日配布された資料や、前回配布された資料を見ても、どの指標を重視したのかについては一定の説明がされています。もっとも、最終的には機械的な計算式で決めているわけではありません。中央最低賃金審議会が三要素を総合的に勘案して判断しているということだと思います。実際のところ、計算式だけで決まっているわけではないということですね。

○野崎賃金室長

事務局としても、そういう理解です。

○廣瀬部会長

そうすると、例えば東京であっても同じように機械的に示されるわけではないということですね。単純な計算式で決まるものではありません。

○西澤委員

分かりました。

○廣瀬部会長

それでは、次回以降も引き続きこうした形で議論を続けていきたいと思えます。本日は具体的な金額を詰めていく場ではありませんでしたが、双方のお話を伺った限りでは、一定の歩み寄りの可能性はあるように感じています。

○豊嶋委員

一点よろしいでしょうか。

○廣瀬部会長

はい、どうぞ。

○豊嶋委員

公益委員側の取りまとめについて、結果だけではなく、それぞれの委員がどのような意見を出し、それに対してどのような議論が行われて、その結果として結論に至ったのか、そうした経緯が分かるような形で示していただけると有難いと思います。

○廣瀬部会長

その点ですね。

○豊嶋委員

単に結果だけを示されても分かりにくいので、議論のプロセスが分かる形にしてほしいということです。

○廣瀬部会長

公益委員の内部協議について、どこまで詳細に開示できるかは難しい面があります。ただ、最終的な見解をまとめる際には、どのような数値や資料を重視したのか、どのような判断要素を考慮したのかについては明らかにすべきだと考えています。それを踏み込んで、公益委員見解としてこういう意見もあったということもできる限り明らかにしたいとも思っています。御指摘の趣旨は理解できます。できる範囲で、どういう考え方や経過を経てその結論に至ったのかは説明したいと思います。双方に納得していただくことが重要ですので。

○豊嶋委員

ありがとうございます。

○廣瀬部会長

はい。ですので、仮に公益見解を取りまとめる場合には、その点は意識したいと思います。もちろん、一番良いのは公益見解を出さずに全会一致でまとめることですが。

○廣瀬部会長

それでは次の議題（２）「その他」に移りたいと思います。何かございますか。はい、では事務局からお願いします。

○野崎賃金室長

一点、資料の訂正がございます。薄い方のファイルで528回の資料13でございます。158頁です。パート求人下限賃金の欄について、「5.14～6.49%」という数値自体は正しいのですが、説明欄に「3月から6月」と記載しております。これは誤りで、「3月から5月」が正しい記載です。訂正をお願いいたします。

○廣瀬部会長

「3月から5月」が正しいということですね。

○野崎賃金室長

はい、そのとおりです。先ほどの資料訂正に関連して補足します。6月分のデータについては、本日公表でございますので、本日の資料には反映されていません。次回の専門部会で、最新データとしてお示ししたいと思います。

○廣瀬部会長

最新データについては、次回提示いただけるということですね。

○野崎賃金室長

はい、そのとおりです。続いて、次回の開催案内です。次回、第3回専門部会は、8月5日（水）午前10時から開催します。会場は福井労働局会議室14階です。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

それでは、本日お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。本日の議事は以上で終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(閉会)